(四)　公務員等に係る障害給付についても保険料納付要件を課すこととした。（第四七条関係）

(五)　公務員等に係る遺族給付の転給制度を廃止することとした。（第五九条関係）

(六)　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者については、当該期間を合算し、一の期間のみを有するものとみなして二〇年以上ある場合には、老齢厚生年金に加給年金額を加算できることとした。（第七八条の二七関係）

(七)　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者については、当該期間を合算し、一の期間のみを有するものとみなして二〇年以上ある場合には、遺族厚生年金に中高齢寡婦加算額を加算できることとした。（第七八条の三二第三項関係）

3　実施機関関係

(一)　この法律に規定する実施機関は、次に掲げる事務の区分に応じて定める者とすることとした。（第二条の五関係）

(1)　次の(2)～(4)に規定する被保険者以外の被保険者であり、又はあった期間に係る事務　厚生労働大臣

(2)　国家公務員共済組合の組合員たる被保険者であり、又はあった期間に係る事務　国家公務員共済組合連合会及び国家公務員共済組合

(3)　地方公務員共済組合の組合員たる被保険者であり、又はあった期間に係る事務　地方公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合

(4)　私学共済制度の加入者たる被保険者であり、又はあった期間に係る事務　日本私立学校振興・共済事業団

(二)　厚生労働大臣は、実施機関を所管する大臣を経由して共済組合等に拠出金等に関し必要な報告を求めるほか、所管大臣に対し、その報告に関し監督上必要な命令や監査の実施を求めることができることとした。（第八四条の八及び第八四条の九関係）

4　費用負担関係

(一)　共通財源関係

実施機関（厚生労働大臣を除く。）の積立金のうち共通財源として厚生年金保険事業に供する積立金については、平成二七年度における実施機関（厚生労働大臣を除く。）の厚生年金保険給付に要する費用等（基礎年金拠出金を含む。ただし、公費負担を除く。）に、平成二六年度の末日における厚生年金勘定の積立金等の額を平成二七年度における政府が負担する厚生年金保険給付に要する費用等（基礎年金拠出金を含む。ただし、公費負担を除く。）で除して得た率（積立比率）を乗じて得た額とすることとした。（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二七条関係）

(二)　拠出金と交付金関係

(1)　政府は、毎年度、厚生年金の保険給付に要する費用等を、実施機関（厚生労働大臣を除く。）に対し交付金として交付することとした。（第八四条の三関係）

(2)　実施機関（厚生労働大臣を除く。）は、毎年度、拠出金を納付することとした。（第八四条の五関係）

(3)　拠出金の額は、当該年度における拠出金算定対象額（当該年度における厚生年金保険給付等の総額に基礎年金拠出金の合計額を加えた額）に、標準報酬按分率及び積立金按分率をそれぞれ乗じて得た額の合計額から、当該実施機関（厚生労働大臣を除く。）が納付する基礎年金拠出金の額を控除した額とすることとした。（第八四条の六関係）

(4)　当分の間、支出費按分率を一〇〇分の五〇として導入することとした。ただし、平成三九年度を目途として検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第二三条～第二三条の四関係）

(三)　積立金の管理運用関係

(1)　共通財源としての積立金の運用は、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うものとすることとした。（第七九条の二関係）

(2)　積立金の管理及び運用の基本的な指針については、厚生労働大臣が案を作成し、各大臣と協議の上、各大臣が共同して定めることとした。（第七九条の四関係）

(3)　管理運用主体は、共同して、積立金の資産の構成の目標を定めることとした。（第七九条の五関係）

(4)　積立金の管理及び運用の状況については、毎年度、厚生労働大臣が案を作成し、各大臣と協議の上、各大臣が共同して評価し、公表することとした。（第七九条の九関係）

5　厚生年金保険法（昭和二九年法律第一一五号）による保険給付は、公務員については、国家公務員法（昭和二二年法律第一二〇号）第一二五条に規定する年金制度及び地方公務員法（昭和二五年法律第二六一号）第四三条に規定する共済制度の一部とすることとした。（第一〇〇条の三の四関係）

6　年金保険者拠出金（旧三共済に係る制度間調整）に関する規定を削除することとした。（附則第一八条～第二三条関係）

二　国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正関係

1　国家公務員共済組合法関係

(一)　国家公務員共済組合法（昭和三三年法律第一二八号）における長期給付は、厚生年金保険法に規定する保険給付とすることとした。（第七二条関係）

(二)　共済年金に関する規定の削除等所要の規定の整備を行うことにより、遺族共済年金の転給制度の廃止等を行うこととした。（第七二条の二～第九三条の一七及び附則第一二条の二～第一三条の一〇関係）

(三)　国家公務員共済組合は、組合員たる被保険者に係る厚生年金の保険料並びに短期給付及び福祉事業の掛金を一体的に徴収することとした。（第一〇〇条～第一〇一条関係）

(四)　国家公務員共済組合法の長期給付の制度は、国家公務員法第一二五条に規定する年金制度とすることとした。（第一二六条の六関係）

2　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法関係

追加費用対象期間を有する者の退職共済年金等の額（年額）について、その年金額が控除調整下限額（二三〇万円に各年度の再評価率をそれぞれ乗じて得た金額）を超えるときは、当該年金額は、追加費用対象期間に係る当該年金額の一〇〇分の二七に相当する額を控除した金額とすることとした。ただし、その控除額が控除前の年金額の一〇〇分の一〇に相当する額を超えるときは、当該一〇〇分の一〇に相当する額を当該控除額とし、控除後の年金額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって当該年金額とすることとした。（第一三条の二～第一三条の四関係）

三　地方公務員等共済組合法及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正関係

1　地方公務員等共済組合法関係

(一)　指定都市職員共済組合を全国市町村職員共済組合連合会の構成組合とすることとした。（第二三条、第二七条、第三〇条及び附則第一四条の三～第一四条の五関係）

(二)　保険料及び給付額の算定基礎について標準報酬制度に移行することとした。（第五四条の二～第五四条の四関係）

(三)　地方公務員等共済組合法における長期給付は、厚生年金保険法に規定する保険給付とすることとした。（第七四条関係）

(四)　共済年金に関する規定の削除等所要の規定の整備を行うことにより、遺族共済年金の転給制度や地方公共団体の長に対する共済年金額の加算特例等を廃止することとした。（第七五条～第一〇七条の一一及び附則第一八条の二～第二八条の一三関係）

(五)　地方公務員共済組合における積立金については、地方公務員共済組合連合会が運用状況の管理を行うものとすることとした。（第一一二条の三～第一一二条の九関係）